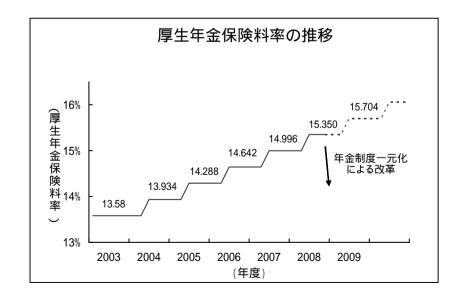
年金制度の一元化に関するシミュレーション分析【付属資料編】

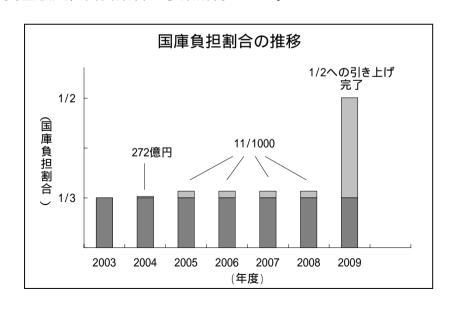
目 次

1.	シミュレーションの想定	2
2.	1階部分の保険料率の設定	3
3.	2 階部分の保険料率の設定	4
4.	積立度合の推移	5
5.	積立金の推移	6
6.	世代別・所得階層別の影響 生涯給付/負担比(事業主負担、年金目的消費税含む)	7
7.	企業の公的実効負担率の推移	8
8.	基礎年金一元化による家計の年金保険料負担の変化	9
9.	潜在的国民負担率の内訳	. 10
【参	8考】民主党的案について	. 11

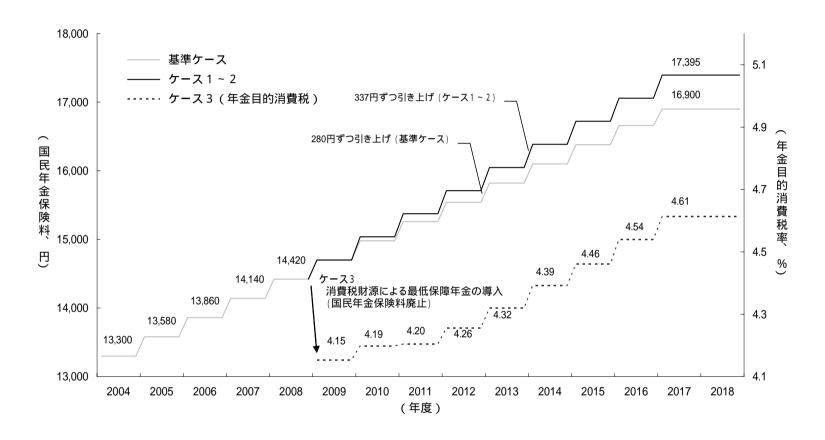
1. シミュレーションの想定

- 経済前提等は厚生労働省「平成 16 年財政再計算」と同様。人口推計は「日本の将来推計人口」(平成 14 年 1 月推計)の中位推計。
- ▶ 新制度導入は2009年度と想定。
 - ・ 次期年金改革の年
 - ・ 厚生年金保険料率が 15%に達する年
 - ・ 基礎年金国庫負担割合の 1/2 への引き上げが完了する年
- 給付水準は、各ケースとも平成16年改正(基準ケース)に揃えた。
- ▶ 2階部分を一元化する場合の保険料賦課ベースは、被用者は賃金収入、自営業者は事業所得とした。





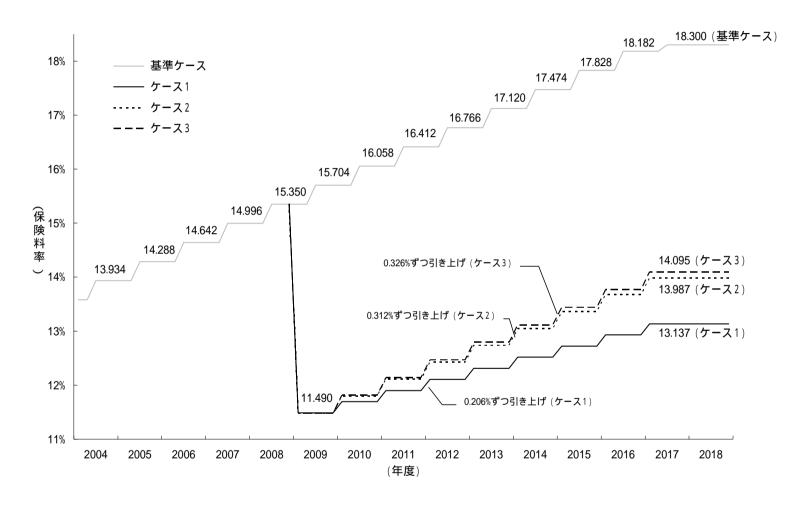
2. 1階部分の保険料率の設定



(注)保険料は、平成16(2004)年度価格である。

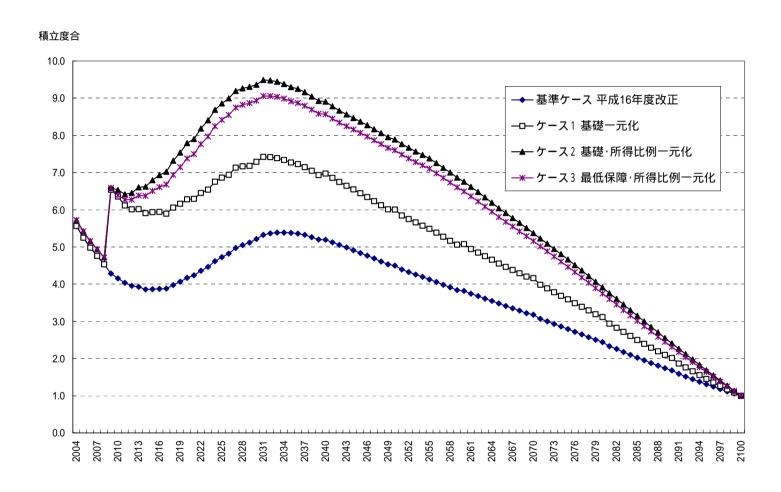
年金目的消費税率は、ケース1~2の国民年金保険料収入と同額の年金目的消費税収を得るように設定した。

3. 2階部分の保険料率の設定



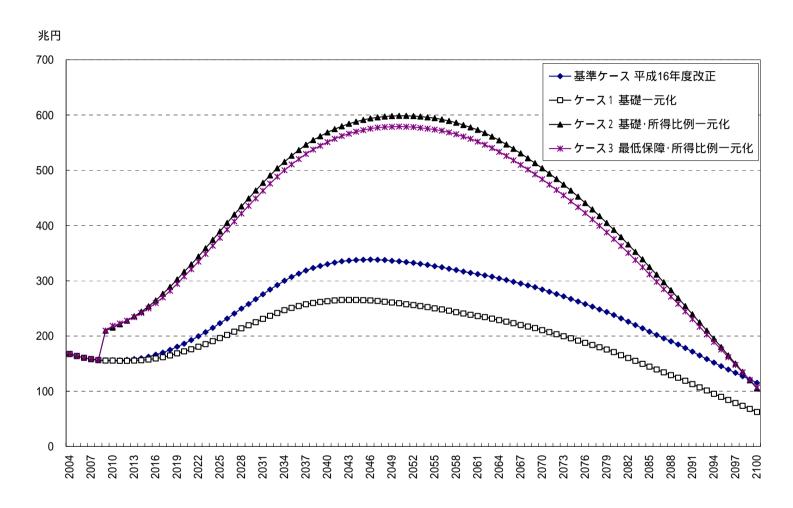
(注)年金制度の一元化により基礎年金への拠出制度を廃止するため、2009年度の保険料率は基礎年金拠出金相当分(3.8%)を引き下げた。

4. 積立度合の推移



(注)積立度合とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。 2009年度に積立度合が急増するのは、拠出金制度の廃止により支出額が減少するためである。

5. 積立金の推移



(注) 2008 年度までは、厚生年金会計の積立金を、 2009 年度以降については、基準ケース・ケース 1 は厚生年金会計、ケース 2・3 は所得等比例年金会計の積立金を表している。

6. 世代別・所得階層別の影響 生涯給付/負担比(事業主負担、年金目的消費税含む)

۲	7	十二	
	г	2-1	

	1930年生まれ	1940年生まれ	1950年生まれ	1960年生まれ	1970年生まれ	1980年生まれ	1990年生まれ
基準ケース 平成16年度改正	3.98	2.17	1.28	0.91	0.81	0.73	0.66
ケース1 基礎一元化	3.98	2.17	1.23	0.77	0.63	0.52	0.44
ケース2 基礎・所得比例一元化	3.98	2.17	1.23	0.77	0.62	0.50	0.42
ケース3 最低保障・所得比例-	-元化 3.95	2.12	1.23	0.93	0.84	0.77	0.70

所得階層別

第 分位	1930年生まれ	1940年生まれ	1950年生まれ	1960年生まれ	1970年生まれ	1980年生まれ	1990年生まれ
基準ケース 平成16年度改正	5.34	2.97	1.73	1.28	1.20	1.07	0.96
ケース1 基礎一元化	5.34	2.97	1.61	0.91	0.71	0.56	0.47
┃ ケース2 基礎・所得比例一元化	5.34	2.97	1.61	0.90	0.70	0.55	0.46
ケース3 最低保障・所得比例一	元化 5.29	2.89	1.67	1.29	1.12	1.14	1.05

第一分位	1930年生まれ	1940年生まれ	1950年生まれ	1960年生まれ	1970年生まれ	1980年生まれ	1990年生まれ
基準ケース 平成16年度改正	4.40	2.43	1.41	0.96	0.80	0.84	0.76
ケース1 基礎一元化	4.40	2.43	1.37	0.83	0.67	0.53	0.45
ケース2 基礎・所得比例一元化	4.40	2.43	1.37	0.82	0.66	0.52	0.44
ケース3 最低保障・所得比例一元化	4.36	2.37	1.38	1.06	0.99	0.91	0.84

第 分位	1930年生まれ	1940年生まれ	1950年生まれ	1960年生まれ	1970年生まれ	1980年生まれ	1990年生まれ
基準ケース 平成16年度改正	4.02	2.19	1.30	0.93	0.83	0.75	0.67
┃ ケース1 基礎一元化	4.02	2.19	1.25	0.78	0.63	0.52	0.44
ケース2 基礎・所得比例一元化	4.02	2.19	1.25	0.77	0.62	0.51	0.42
ケース3 最低保障・所得比例一元化	3.99	2.14	1.25	0.94	0.86	0.80	0.73

第 分位	1930年生まれ	1940年生まれ	1950年生まれ	1960年生まれ	1970年生まれ	1980年生まれ	1990年生まれ
基準ケース 平成16年度改正	3.71	2.01	1.19	0.84	0.74	0.67	0.59
ケース1 基礎一元化	3.71	2.01	1.15	0.74	0.61	0.50	0.43
ケース2 基礎・所得比例一元化	3.71	2.01	1.15	0.73	0.59	0.49	0.41
ケース3 最低保障・所得比例一元化	3.68	1.97	1.14	0.85	0.76	0.70	0.63

第 分位	1930年生まれ	1940年生まれ	1950年生まれ	1960年生まれ	1970年生まれ	1980年生まれ	1990年生まれ
基準ケース 平成16年度改正	3.39	1.81	1.08	0.75	0.65	0.58	0.51
ケース1 基礎一元化	3.39	1.81	1.06	0.70	0.57	0.48	0.41
ケース2 基礎・所得比例一元化	3.39	1.81	1.05	0.69	0.56	0.47	0.40
ケース3 最低保障・所得比例一元化	3.39	1.84	1.11	0.84	0.77	0.73	0.65

7. 企業の公的実効負担率の推移

	2004	2009	2015	2020	2025
基準ケース	61.14	62.74	64.56	65.19	65.52
ケース1	61.14	60.59	62.14	62.76	63.08
ケース2	61.14	60.59	62.46	63.19	63.51
ケース3	61.14	60.59	62.5	63.24	63.56

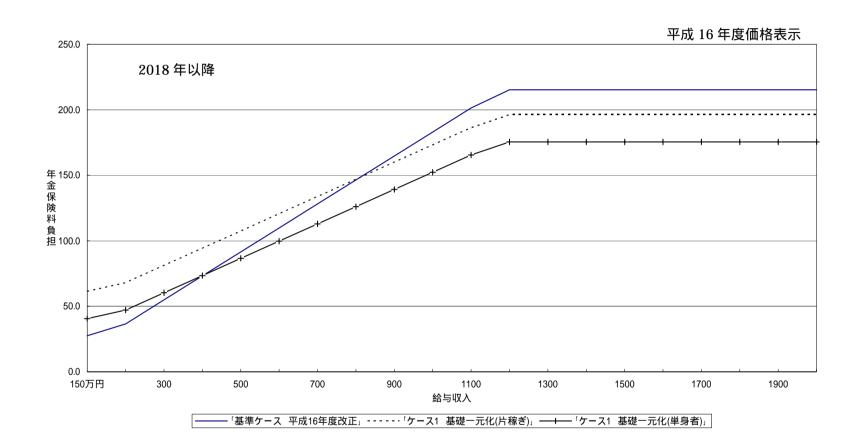
▶ ケース1 : 一階部分の事業主負担がなくなるため、事業主分の保険料率は9.15%から6.57%に低下し公的実効負担率が軽減。

▶ ケース2:事業主分の保険料率は7.00%であるため、ケース1より負担率は高い。

▶ ケース3:事業主分の保険料率が7.05%であるため、負担水準はケース2とほぼ同じ水準。

(注)企業の公的実効負担率 = 法人関連税の実効負担率 + 社会保険雇用主負担率 - 社会保険雇用主負担の所得控除にともなう法人税負担軽減率

8. 基礎年金一元化による家計の年金保険料負担の変化



基礎年金一元化(ケース1)によって、

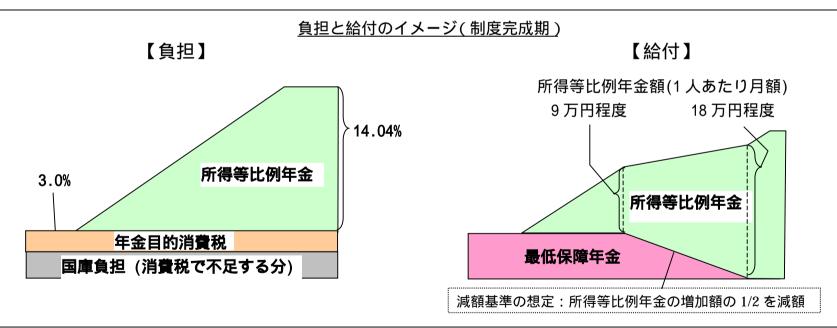
- ・片稼ぎ世帯の場合、年収約800万円以下の所得階層は負担が増える。
- ・単身世帯の場合、年収約400万円以下の所得階層は負担が増える。

9. 潜在的国民負担率の内訳

	2004 年度	2025 年度							
	2004 平良	改正前	基準ケース	ケース1	ケース2	ケース3			
租税負担率	20.4%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	24.9%			
社会保障負担率	13.8%	19.6%	17.9%	17.8%	20.1%	17.0%			
うち 年金	7.2%	11.0%	9.3%	9.3%	11.5%	8.5%			
うち 医療	5.0%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%			
うち 介護	0.7%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%			
その他	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%			
財政赤字対国民所得比	9.7%	21.7%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%			
潜在的国民負担率	44.0%	63.1%	62.5%	62.4%	64.7%	64.8%			

【参考】民主党的案について

- 【設定】・ 高額年金受給者に対する最低保障年金の減額は新制度にのみ適用。
 - ・ 旧制度にて既に納付した保険料に対応する給付については、旧制度の給付方法で納付実績に応じた額を保障する。
 - ・ 年金目的消費税 3%は 2007 年度に導入。2009 年度より新制度に移行。 (2014 年度まで最低保障年金の受給者がいないため、旧制度の基礎年金給付を賄うため消費税を早めに引上げて積み立てる)
 - ・ 新制度に完全に移行するのは 2089 年。それまでは、旧制度である基礎年金給付が徐々に最低保障年金に切り替わる形で制度の移行が進む。
 - ・ 減額基準は、新制度への移行が完了する 2089 年に年金目的消費税 3%と国庫負担 1/2(予定)で賄える水準に設定。 (基礎年金給付総額の約 20%削減に相当)



【問題点】・2017年からは、旧制度給付分を賄うのに従来の 1/2 国庫負担があっても、3%の年金目的消費税では毎年大幅に 財源が不足するという問題が発生する。したがって、1/2 以上の国庫負担を投入しなければ制度は維持できない。